

(e) 保証	
(1) 信用保険契約、履行保証契約又は類似の保証契約を提供する保険会社に対する7 A (b)のサービス分野に記載する制限を除くほか、制	<p>が発行することができる。 多目的価値を有するカードは、シンガポール通貨監督庁によって免許を受けたシンガポール国内の銀行のみが発行することができる。</p> <p>7 B (b)のサービス分野の(3)に記載する制限は、7 B (d)のサービス分野にも適用する。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。

<p>(f) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）</p> <p>ー 短期金融市場 商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）</p>	
<p>(1) 自らのために行う7 B (f) のサービス分野に掲げる商品の取引を除くほか、約束しない。短期金融市場商品、外国為替並びに為替及び金利商品の取引は、金融機関のみが行うことができる。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 銀行及びマーチャント銀行は、顧客のための金融先</p>	<p>限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 7 B (b) のサービス分野の (3) (ii) に記載する制限を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 7 B (b) のサービス分野に記載するものを除くほか、</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

- ― 外国為替
- ― 派生商品（先物及びオプションを含む。）
- ― 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- ― 譲渡可能な有価証券
- ― その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

物取引を行うため、別個の子会社を設置しなければならない。

金融先物取引の仲立業者は、支店又は子会社を設けることができる。

有価証券売買業者は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替及び金利のリスクに備える必要がある限り、非居住者との通貨スワップ取引を通じて、シンガポール・ドル建てで貸付けを行うことができる。

有価証券売買業者は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上

制限しない。

及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替リスクに備える必要がある限り、非居住者との間でシンガポール・ドルに係るオプション取引を行うことができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。

(i) 当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。

(ii) 提示されているオプション取引が、直接取引又は他では許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成す

るようなその他の取引と
組み合わせされていないこ
と。

(iii) 非居住者が、シンガポ
ールとの貿易又はシンガ
ポールにおける経済上及
び金融上の活動に備える
必要があることを証明す
る書面の証拠があるこ
と。

銀行及びマーチャント
銀行によって行われてい
る両替業務を除くほか、
両替業者は、シンガポー
ル市民がその過半数を所
有しなければならぬ。
(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束
しない。

(4) 約束しない。

(g) すべての種類の
有価証券の発行へ
の参加（委託を受
けたものとして行
う引受け及び売付
け並びに当該発行
に関連するサービ
スの提供を含む。）

(1) 自らのために行う有価証
券の発行、シンガポールの
株式仲介業者、銀行若しく
はマーチャント銀行を通じ
た有価証券の引受け及び売
付けへの参加を除くほか、
約束しない。

(2) 制限しない。

(3) シンガポール証券取引所
（SGX）は二千年七月以
降新たな会員の加盟を認め
てきた。二千年七月以降に
加盟を認められたシンガポ
ール証券取引所の会員は、
居住者である投資家とシン
ガポールで設立された会社
のシンガポール・ドル建て
の証券を一五万シンガポー
ル・ドルを最低限度額とし
て直接取引することができ

(1) 制限しない。

(2) 制限しない。

(3) 外国人による投資の総額
は、シンガポール証券取引
所の会員である有価証券売
買業者の払込資本の七〇パ
ーセントを超えないものと
する。

(h) 資金媒介業	
(1) 約束しない。	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(1) 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。</p> <p>シンガポール証券取引所への銀行及びマーチャント銀行の加盟は、子会社を通じて行わなければならない。</p> <p>シンガポールで許可を受けた銀行に限り、シンガポール政府発行有価証券の主要な有価証券売買業者として登録するための申請を行うことができる。</p>
(1) 約束しない。	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(i) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束において、中央預託有限会社に限 り、仮株券無しの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することを認める。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 資産運用会社、信託サービス会社並びに保管及び預託を行う会社は、支店、子会社又は合弁会社として設立することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

	<p>(j) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証券を含む。）のための決済及び清算のサービス</p>
<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 海外の証券取引所の上場した金融資産のための決済及び清算のサービスの提供を除くほか、約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 証券取引所で取引される有価証券及び金融先物の決済及び清算のサービスは、シンガポール証券取引所又はその子会社のみが提供することができる。</p> <p>シンガポール・ドルの小切手の決済及び清算のサービス並びに銀行間資金移転は、シンガポール手形交換所協会により任命された運</p>
<p>約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p>

<p>(k) 助言その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）</p>	
<p>(1) 投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての公衆一般への助言の提供については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 投資顧問業者は、支店、子会社、合弁会社又は代表事務所として設立することができる。</p> <p>代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における</p>	<p>営者のみを提供することができる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(1) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供を除くほか、約束しない。 外国銀行のシンガポール支店は、データ又は情報が適切に管理されることを条件として、当該データ又は情報をその処理のために本店及び他の支店に送付することができる。データ又は情報の一体性及び秘密性は保護される。また、シンガポール通貨監督庁は、データ又は情報が処理される場所において、当該データ又は情報へのアクセスを認め</p>	<p>(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供については、制限しない。</p>

<p>8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス</p>	
	<p>られる。</p> <p>(2) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供が認められることを除くほか、約束しない。</p> <p>(3) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供は、認める。銀行及びマーチャント銀行に対する金融データの処理サービスは、銀行及びマーチャント銀行の顧客情報の秘密の保護に関する国内法に従うものとする。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>所法 (第二百四十八 私立病院及び診療</p>	<p>B その他の人に関する健康サービス その他の人に関する健康サービス(救急車サービス) (九三一九二)</p>	<p>A 病院サービス 病院サービス (九三一一〇)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。*</p>

<p>居住施設を通じて 高齢者及び心身障害 者に提供する社会事 業サービス (九三三一一) 居住施設を通じて 児童及びその他の者 に提供する社会事業</p>	<p>C 社会事業サービス</p>	<p>章)に定める救急治 療病院、老人ホーム 及びリハビリ病院で あって、商業的な原 則に基づいて運営さ れるもの (九三一九三**)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この約束表の付録に記載されている法定監督サービスは、これらの約束の範囲から除 外される。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) シンガポールが、非居住 者であるサービス供給者が シンガポールにおいて事業 を請願することができるか 又は積極的なマーケティング を行うことができるかに ついて決定する自由裁量を</p>		<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>宿泊施設の提供を伴わない社会事業サービス (九三三二二)</p>	<p>サービス (九三三二二)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。</p>	<p>(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) シンガポールが、非居住者であるサービス供給者がシンガポールにおいて事業</p>	<p>(3) 保持することを除くほか、制限しない。 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 を請願することができるか又は積極的なマーケティングを行うことができるかについて決定する自由裁量を保持することを除くほか、制限しない。</p>

<p>食事の給仕サービス (政府によって運</p>	<p>9 観光サービス及び旅行に関連するサービス A ホテル及び飲食店 (仕出しを含む) ホテル及びその他の宿泊サービス (六四一)</p>	<p>D その他の健康に関連するサービス及び社会事業サービス</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>

<p>B 旅行業サービス</p>	<p>店内消費のための 飲料の給仕サービス (六四三)</p>	<p>政府によって運営 されている食事施設 における食事の給仕 サービス (六四二**)</p>	<p>営されている食事施設 における食事の給 仕サービスを除く。 (六四二**)</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>D その他の観光サービス及び旅行に関連するサービス</p>	<p>C 観光客の案内サービス 観光客の案内サービス (七四七二)</p>	<p>旅行業サービス (七四七一)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>C 図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス 図書館サービス (九六三一一)</p>	<p>10 娯楽、文化及びスポーツのサービス A 興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） (九六一九)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>公園（国立公園法（第九十八A章）に定める国立公園、自然保護区及び緑地</p>	<p>博物館サービス（史跡及び建物の保存サービスを含む。）（九六三二）</p>	<p>記録保管所のサービス（国家遺産委員会法（第九十六A章）に明示するサービスを除く。）（九六三一*）</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>E その他の娯楽、文</p>	<p>D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツその他の娯楽のサービス（賭博サービスを除く。） （九六四**）</p>	<p>その他の文化サービス（前記に定める公園を除く。） （九六三三**）</p>	<p>を除く。） （九六三三**）</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>化及びスポーツのサービス</p>	<p>11 運送サービス</p> <p>A 海上運送サービス</p> <p>国際運送（貨物及び旅客）（内航海運を除く。）</p> <p>（七二一―**、七二二―**）</p>
<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 商船法（第七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。船舶の乗組員の企業間又は企業内の転任については、約束しない。</p>
<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 商船法（第七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
<p>海上運送サービスに関する世界貿易機関交渉グループにおける決定に従い、次のサービスは、他の理由により、世界貿易機関設立協定附属書Bサービスの貿易に関する一般協定第二十八条(c)(ii)に定める義務の対象にならない場合には、国際海上運送事業者に対し、合理的かつ差別的でない条</p>	<p>海上運送サービスに関する世界貿易機関交渉グループにおける決定に従い、次のサービスは、他の理由により、世界貿易機関設立協定附属書Bサービスの貿易に関する一般協定第二十八条(c)(ii)に定める義務の対象にならない場合には、国際海上運送事業者に対し、合理的かつ差別的でない条</p>

<p>国際的な引き船 (七二一四**)</p>	<p>海上運送の仲介サ ービス (七四八**)</p>	<p>海上運送の補助的 なサービス 海上運送の代理店 サービス (七四八**)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>理 船舶の保守及び修</p>	<p>海上貨物運送取扱 サービス (七四八、七四九)</p>	<p>倉庫サービス (七四二***)</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(1) 事務所の登録が必要となることがある。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。*</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p style="text-align: center;">(七二二二二) 貨物運送</p>	<p style="text-align: center;">B 運送 旅客運送 (七二二二二)</p>	<p style="text-align: center;">(八八六八*)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>C 航空運送サービス 航空機の修理及び 保守のサービス</p>	<p>押し船及び引き船 のサービス (七二二四)</p>	<p>乗組員を伴う船舶 の賃貸 (七二二三)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>D 宇宙運送 (七三三)</p>	<p>乗組員を伴う航空 機の賃貸 (七三四)</p>	<p>航空運送サービス の販売及びマーケ ティング</p>	
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い 不 な い 不 な い。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い 不 不 不 な い 各 分 野 に 共 通 の 約 束 に お ける 記 載 を 除 く ほか、 約 束 し ない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 制 制 束 限 限 限 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い 各 分 野 に 共 通 の 約 束 に お ける 記 載 を 除 く ほか、 約 束 し ない。</p>	<p>ける 記 載 を 除 く ほか、 約 束 し ない。</p>
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い 不 な い 不 な い。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 約 約 束 限 束 束 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い 各 分 野 に 共 通 の 約 束 に お ける 記 載 を 除 く ほか、 約 束 し ない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約 制 制 制 束 限 限 限 し 不 し 不 不 な い 不 不 不 な い 各 分 野 に 共 通 の 約 束 に お ける 記 載 を 除 く ほか、 約 束 し ない。</p>	

押し列車及び引き	<p style="text-align: center;">(七一一二) 貨物運送</p>	<p style="text-align: center;">E 鉄道運送サービス (七一一一)</p>	
(1) 約束しない。*	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
(1) 約束しない。*	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>列車のサービス (七一一三)</p>	<p>都市及び郊外鉄道 運送機器の保守及び 修理 (八八六八**)</p>	<p>鉄道運送サービス の支援サービス (七四三)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 約東しない。 (3) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 各分野に共通の約東にお ける記載を除くほか、約東 しない。</p>
<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 約東しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約東しない。</p>	<p>(1) 約東しない。 (2) 制限しない。 (3) 約東しない。 (4) 約東しない。</p>

<p>(c) (b) (a) 運送 コンテナ貨物 液体又はガス 冷蔵品</p>	<p>F 道路運送サービスの 運転手を伴う車両 の賃貸サービス (七二二二二) 運転手を伴うバス の賃貸サービス (七二二二三) 運転手を伴う商業 用貨物車両の賃貸サ ービス (七二二四〇)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>自動車の保守及び 修理のサービス (六一二二〇) 自動車部品の保守</p>	<p>(d) 家具 (七一二三*)</p> <p>(a) 冷蔵品 (七一三二一) (b) 液体又はガス (七一三三二) (c) コンテナ貨物 (七一三三三) (d) 家具 (七一三三四)</p>	<p>(d) 家具 (七一二三*)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>
<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>

<p>G パイプライン輸送 燃料の輸送 (七一三二)</p>	<p>道路運送の支援サ ービス(駐車場サ ービスを除く。 (七四四*))</p>	<p>駐車場サービ ス (七四三〇)</p>	<p>及び修理のサー ビス (八八**)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	

<p>H 海上運送サービスを除くすべての形態の運送の補助的なサービス</p> <p>倉庫サービス（コンテナ置場及び保管サービスを含む。） （七四二）</p>	<p>他の物品の輸送 （七一三九）</p>	
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス クリーニング及び染色サービス (九七〇一)</p>	<p>貨物運送取扱サービス (七四八**)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(4) い。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) い。 約束しない。</p>

<p>葬儀、火葬及びその他の葬儀屋のサービス (墓地の保守サービスを除く。) (九七〇三〇**)</p>	<p>理髪その他の美容サービス (九七〇二)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

付録

シンガポールの約束表から除外される社会事業サービスの種類

1 次に掲げる者のための法定監督サービスであって宿泊施設の提供を伴うもの（九三三二一）

- (a) 女性憲章（第二百五十二章）第六十部に基づき安全な場所に拘留されている女子（九三三二二）
- (b) 児童及び年少者法（第二十八章）第八部に基づき安全な場所に拘留されている児童（九三三二二）
- (c) 児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(f)に基づき拘留所に拘留されている児童若しくは年少者又は児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(g)に基づき許可された学校（注）に保釈されている児童若しくは年少者（九三三一九）

注 児童及び年少者法（第二十八章）第四十四部(1)(g)にいう「許可された学校」とは、年少者犯罪人のための鑑別所をいい、通常の教育機関とは異なる。年少者犯罪人は、正式な教育のためではなく、更正のために「許可された学校」に拘留される。

- (d) 児童及び年少者法（第二十八章）第四十九部(ii)に基づき、法定監督のため、許可された学校への入学

を認められている児童及び年少者（九三三二二）

(e) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第十二部に基づき、許可された機関に居住することを条件として保釈されている者（九三三一九）

2 次に掲げる者のための法定監督サービスであつて宿泊施設の提供を伴わないもの（九三三三一）

(a) 児童及び年少者法（第三十八章）第四十九部(i)に基づき、任命された福祉員の監督の下に置かれている児童及び年少者（九三三一九）

(b) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第五部に基づき、許可された機関に居住するとの条件なしに保釈されている者（九三三一九）